

令和6年度職員団体との交渉結果
(現業評議会独自交渉 (県職員労働組合現業評議会))

1 交渉団体

県職員労働組合現業評議会

2 出席者

[当局] 人事課長、人事課副課長、職員課長、職員課副課長他 (6名)

[職員団体] 県職員労働組合現業評議会議長、副議長、事務局長他 (13名)

3 交渉日時及び場所

令和6年11月22日(金) 15:00~17:30 職員会館1階ホール

4 内容

令和6年度給与改定のうち、技能労務職給料表について協議を行った結果、前段決着に至った。

5 交渉概要

(1) 当局説明

令和6年度の技能労務職給料表の改定については、国行(二)に準じた引上げ改定とする。

(2) 協議

項目	職員団体主張	当局回答
士気高揚対策	<ul style="list-style-type: none">給与改定がなされても、国家公務員の給与に準じた改定では、技能労務職の多く、特に中高年齢層の職員は給料月額の上昇の恩恵がほとんど感じられない。士気高揚対策のためにも、給料月額の上昇以外に、技能労務職独自の対応はできないか。	<ul style="list-style-type: none">示した内容以上の改定は困難。勤勉手当については、人事評価の結果を重視することを原則としつつ、その他の勤務状況も考慮するなど、モチベーションにも意を用いた運用を行っていきたい。
今後の給与改定交渉の姿勢	<ul style="list-style-type: none">現業統一交渉において、賃金に関連し、「改善できるものは改善していく」との姿勢が示された。今後、その姿勢は変わらないか。	<ul style="list-style-type: none">その姿勢に変わりはない。給与制度は対外的に十分説明することが必要であるが、職員の意見、国や他府県の動向、本県の財政状況等を総合的に勘案しながら、丁寧に対応していきたい。
総括	<ul style="list-style-type: none">現業評議会独自課題の交渉については、これで区切りとする。	—